

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案等の概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

1

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案の概要

改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第42条に基づき、法別表第2及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）**第13条第3項において定める機械等は、厚生労働大臣が定める規格等**（以下「構造規格」という。）**を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置**（以下「譲渡等」という。）**してはならないこととされている。**
- さらに、法第44条の2第1項に基づき、法第42条の機械等のうち、**法別表第4に掲げる機械等で安衛令第14条の2で定めるものを製造又は輸入する者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う当該機械等の型式についての検定**（以下「型式検定」という。）**を受けなければならないこととされている。**
- これまで**防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具**（以下「PAPR」という。）**についてののみ構造規格が定められ、譲渡等制限及び型式検定の対象とされてきたところ、近年、化学物質によるばく露を防止することを目的とした防毒用の電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、日本産業規格に基づく製品が市場に流通し始めていることから、当該保護具について譲渡等制限及び型式検定の対象とすることとし、必要な規定を整備するため、安衛令及び労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号。以下「手数料令」という。）について必要な改正を行う。**

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（Powered Air Purifying Respirator for toxic gases）＜G-PAPR＞

- 主に**電動ファン、吸収缶、面体**から構成され、環境空気中の**有害物質**（有害なガス又は蒸気等）を除去した空気を装着者へ供給する**ろ過式呼吸用保護具**。
- 電動ファン付き呼吸用保護具は、**面体内が陽圧**になるため、面体内に**有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易**であり作業者の負担が少ない。

（防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するので、面体内は陰圧になる。）

- PAPR : **防じん機能**を有する電動ファン付き呼吸用保護具
（防じんをろ過材で除去する保護具）
- G-PAPR : **防毒機能**を有する電動ファン付き呼吸用保護具
（有毒ガス及び有毒ガスと混在する粒子状物質を吸収缶で除去する保護具）

G-PAPRの例



労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案概要

政令事項

(1) 安衛令の一部改正

- ① 法別表第2第16号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具には、ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるものが含まれることを規定する（安衛令第13条第5項関係）。
- ② 型式検定を受けなければならない機械等として、「電動ファン付き呼吸用保護具」とあるのを、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具と防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）に分けて規定する（安衛令第14条の2関係）。

(2) 手数料令の一部改正

- ① 国が行う防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定を受けようとする者が国に納付する手数料（新規検定は種類に応じて1,154,900円から1,227,500円までの間で定める額、更新検定は22,100円）を規定する（手数料令第5条及び別表第3関係）。
- ② その他所要の改正

(3) 経過措置

- ① 令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたG-PAPRには、法第42条の規定（譲渡等制限）は適用しない。
- ② 令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたG-PAPRは、法第44条の2の型式検定を受けることを要しない。

公布日等

公布日：令和5年3月下旬（予定）

施行日：令和5年10月1日

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に係る省令案の概要

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案概要

改正の趣旨

- 構造規格を具備しなければ譲渡等を行うことができない機械等及び型式検定を受けるべき機械等のうち、**電動ファン付き呼吸用保護具について、防毒用のものを追加**する等の政令改正に伴い、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）その他関係省令の規定について、**必要な改正を行う**ものである。

省令事項①

（1）安衛則の一部改正

政令で規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の他、構造規格を具備すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び型式検定を受けるべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、

- ・ **アンモニア用**の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- ・ **亜硫酸ガス用**の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

を規定する。

- ### （2）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）の一部改正
- 指定外国検査機関が証明書を作成できる機械等の区分及び型式検定機関の登録の区分に、**防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を追加**するとともに、既に規定されている「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」に改める。

（3）機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）の一部改正

- ① 新規検定を申請者の希望する場所で行うことができる機械等に防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を追加する。
- ② 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の**型式検定合格証の有効期間を5年と規定**する。
- ③ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の**型式検定合格標章を付す場所を規定**するとともに、既に規定されている「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」に改める。

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案概要

省令事項②

- ④ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る**新規検定を受けようとする者が型式検定実施者に提出しなければならない必要なものやその数**を規定する。
- ⑤ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る**型式検定を受けようとする者が有する必要がある設備の要件や工作責任者の資格**をそれぞれ規定する。

(4) その他関係省令の一部改正

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）において、**各作業の際に使用しなければならないとされている機械等に「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」を追加する。**
- ② 家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）において、**各作業の際に使用しなければならないとされている機械等に「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」及び「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」を追加する。**
- ③ 粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）において、既に規定されている「電動ファン付き呼吸用保護具」を**「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって、防じん機能を有するもの」へ改める。**

(5) 経過措置

- ・令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたG-PAPRについては、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条の規定は適用しない（構造規格を具備していなくても使用できる）。

公布日等

公布日：令和5年3月下旬（予定）

施行日：令和5年10月1日



労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に係る告示案の概要

【報告事項】

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に係る告示案の概要（報告事項）

改正の趣旨

- 構造規格を具備しなければ譲渡等を行うことができない機械等及び型式検定を受けるべき機械等のうち、電動ファン付き呼吸用保護具について、防毒用のものを追加するとともに、型式検定に要する費用等を定める等の政令改正に伴い、次に掲げる告示について必要な改正を行う。

- ① 労働安全衛生法関係手数料令第5条の2第1項の審査のため職員を出張させる場合（昭和58年労働省告示第62号。以下「審査出張告示」という。）
- ② 防じんマスクの規格（昭和63年労働省告示第19号）
- ③ 防毒マスクの規格（平成2年厚生労働省告示第68号）
- ④ 電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）
- ⑤ その他関係告示

告示事項①

（1）審査出張告示の一部改正

検定申請があった場合に、審査のため職員を出張させる場合の検定対象器具に防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を追加する。

（2）防じんマスクの規格、防毒マスクの規格及び電動ファン付き呼吸用保護具の規格の一部改正

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る構造規格について「電動ファン付き呼吸用保護具の規格」に追加するとともに、所要の規定の整備を行う。

（3）その他関係告示の一部改正

その他関係告示において、すでに規定されている「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」へ改める。

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に係る告示案の概要（報告事項）

告示事項②

<防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の構造規格案の概要>

<構造>

- ・ 現行の電動ファン付き呼吸用保護具で規定している構造規格の構造等の要件に基づき規定する。
なお、規定する主な内容は以下のとおり。
 - ①面体内圧が陰圧に近づいていること等を知らせる警報装置を有すること（面体形に限る）。
 - ②呼吸用の空気が流れる箇所の構成品で外気に接する場所の材料は非通気性とすること（ルーズフィット形に限る）。
 - ③防毒マスクの吸収缶が取り付けることができない構造であること。

<性能に係る試験>

- ・ 現行の電動ファン付き呼吸用保護具の規定している性能に係る（※）に加え、除毒能力試験、最大流量での漏洩濃度確認試験、流量確認試験、吸収缶の気密試験を追加する。

※性能に係る試験として、粒子捕集効率試験、内圧試験、吸気抵抗試験、排気抵抗試験、排気弁の作動気密試験、二酸化炭素濃度上昇値試験、最低必要風量試験、騒音試験を規定している。

<吸収缶に係る規定>

- ・ 吸収缶の内面については、吸収剤に腐食されないもの等十分な防腐処理が施されているものであること。
- ・ 吸収剤がち密に、かつ、露出しないように詰められていること。

<表示に係る規定>

- ・ 吸収缶は、見やすい箇所に製造者名及び製造年月日が表示されているものであること。
- ・ 吸収缶の種類、備え付けられている警報装置の説明、風量等を記載した印刷物が添付されたものであること。

公布日等

公布日：令和5年3月下旬（予定）、施行日：令和5年10月1日（一部の規定は令和6年10月1日） **10**